

神封物の徵収・管理・運用について

—宇佐神封についての考察—

河野泰彦

はじめに

神封は、朝廷より特定の神社に寄進された民戸（封戸）である。神封と神戸との区別は、明らかでないが、神戸（神民）の起源は、令制成立以前⁽¹⁾で、神封は食封の成立後に始まると考えられるが、両者の間には、当然、何らかの結び付きがあつたものと思われる。

大化改新以後、神祇制度の整備の過程において神戸が形成された。神祇令に「凡そ神戸の調庸及び田租は並に神宮を造り及び神に供する調度に充てよ。其の税は一に義倉に准ぜよ。皆国司検校して所司に申送せと。」と記され、神戸より出される租の半分と調・庸の全額および仕丁が封主である神社に給された。しかし、封物の徵収事務は、国司が掌り、検校した結果を所司すなわち神祇官に報告することが規定されている。したがって、大化前の人身的支配の強い神戸とは、その性格は異なるが、神戸が大化以前の神民・神部から系を引くと思われることから、位封・功封などの本主と封戸との関係に比べて、本主への隸属が強かつたと思われる。以下、この点について考察する。

注(1)『日本書紀』崇神天皇七年条に、「はじめて神戸を定める」とある。しかし、この神戸は、神社に属する部民と考えられる。

一、神封の性格

神社には、神階に授ける位封(品封)のほかに神封がある。大宝・養老令には、位封・職封・功封・院宮封の別があるが、神封の規定はなく『令集解』禄令・令外条の朱説に食封の特例の一つにあげるのみである。宇佐八幡の場合、八幡大神に①天平一二年(七四〇)に二〇戸、②天平一八年(七四六)に四〇〇戸、③天平勝宝二年(七五〇)に八〇〇戸(前四二〇戸、今加三八〇戸)、④天平宝字八年(七六四)に二五戸が寄進されている。⁽¹⁾ ①+②+③=三八〇戸(今加の分)の合計は八〇〇戸になる。この給付の根拠は八幡神に一品を奉つたことによるもので、『令集解』禄令の規定「凡食封者。一品八百戸、二品六百戸、三品四百戸、四品三百戸、内親王減半」に基づいたものであるから、品封と考えられる。神に神階を授けることに伴い、神に位封(品封)を奉るようになるが、この初見は、『新抄格勅符抄』に記載されている「氣比神 越前国 天平三年十二月十日符從三位新二百戸」である。禄令「慶雲三年(七〇六年)制」に、從三位は二百戸があるので一致する。しかし、『続日本紀』天平神護二年(七六六)四月甲辰条では、伊予国伊曾乃神と大山積神に從四位下神戸五烟が奉られているが、慶雲三年(七〇六年)制では、從四位は、八〇戸であるので合わない。『新抄格勅符抄』に記載されている各社の神戸数をみると、一戸の神社は三〇社、二戸の神社は三六社、一〇戸以下の神社は一二九社で全体の七七%にものぼる。これらは、位封(品封)ではなく、『令集解』禄令・令外条の朱説に食封の特例の一つにあげる神封と思われる。④の二五戸についても、同様のものと思われる。神封は、国家的要請に験が顯著であった神社に対して奉られたもの(王臣家の功封に相当)で、明確な基準原則があつたわけではなく、当該期の政治状況に応じてその都度設定されたのであるから、神戸数がまちまちである。⁽²⁾

注(1)①②は『東大寺要録』卷4、『石清水文書』之一(「宇佐八幡弥勒寺建立縁起」)『八幡宇佐御託宣集』

(2)拙稿「新抄格勅符抄記載の神封について」『大分県地方史』第一七一号

③④は『続日本紀』

一、封物の徵収と管理

(一) 国司検校について

神祇令に次ぎのような規定がある。「凡神戸調庸及田租者、並充造神宮及供神調度。其税者。一准義倉。皆国司検校申送所司。……又神戸戸籍。更各写一通送神祇官耳」

神戸に対する「国司検校」の内容は①は戸籍・計帳を作成して租庸調を徵収し、それを神宮を造り、及び神に供する調度に充てる業務を行なう。この業務を監督官庁である神祇官や太政官に報告し、勘会を受ける一連の事務的業務。②は国司が、徵収した封物を収納・管理・運用する現物管理業務である。

一、国司の事務的業務

徵税に先だって、神戸の租の額を算定するための戸籍と、庸・調・仕丁の額を算定するための計帳の作成が必要である。職員令の神祇官条に神祇伯の職掌として、「祝部神戸の名籍を掌る」とあり、『令義解』には、「謂は祝部の名帳、神戸の戸籍なり、戸令を案づるに雜戸の戸籍は更に一通を写して各本司に送れ、即ち神戸の戸籍も須らく此れに准ずべきなり」とある。『令集解』によると、往時の法家の間には、神祇伯は神戸の戸籍・計帳を掌るという説とたゞ戸籍のみを掌るという説に分かれていた。延喜神祇式には、「凡そ諸国の神税庸調帳及び神戸の計帳、祝部等の名帳は毎年勘造して此の官に送れ、計会して実を知りて即ち返抄を付せよ」と記されている。延喜神祇式は時代が下がるが、延喜以前においても神戸の計帳も掌ると考えるのが妥当であろう。なぜならば、封戸は課戸のみを標準とするものであるから、計帳を掌ることは当然と考える。したがつて国司は、毎年必ず神戸の戸籍・計帳を太政官と神祇官に送り、太政官は直属の担当機関である民部省に廻付した。

作成された戸籍・計帳に基づいて、封物(租・庸・調)の徵収を行ない、租は国(郡)の正倉に保管し、封戸の租・調・庸は、

最終的には封主に輸送することになる。徴収に関する報告は、国司が輸租帳・輸調帳・輸庸帳を作成し民部省主計寮の勘会を受ける。封物の処理に関する報告は、正税帳(大税帳)に前年度よりの繰越し、当年度の収入支出、次年度への繰越しを記録した。神税の收支も天平期には正税帳に書いてなされていたが、九世紀になると正税帳とは別に報告されたようで、『政事要略』には神封租帳・神税帳が税帳枚文としてみえる。これらの帳は、民部省・主税寮(租帳・正税帳)、主計寮(大帳・調・庸帳)による勘会をうける。この他に、太政官に提出した決算書である「年終帳」がある。大同三年の太政官符によれば、八幡大菩薩宮の封物は、国と宮が共に出納することになるが、年終用状を提出せよと記載している⁽¹⁾。寛平元年(八八九)「八幡大菩薩宮行事例四十九条」にも国司・宮司が共に年中用度帳を勘造して府に提出することが定められている。

年終帳の唯一の実例である長保二年「造東寺年終帳」(東寺文書)によれば、一、その年の歳入(諸国の封戸から納入された封物の准米とそれ以外の加納米)⁽²⁾、その年の歳出(供所請、造寺例用、修造料の三項目に支出した米)⁽³⁾、残、が記載されている。内容は、正税帳と同じ収支決算報告書であるが、前年度からの繰越高は記されていない点が異なる⁽²⁾。

二、神封物管理業務

封物(租・庸・調)が徴収され、封主に給付されるまでの過程を考える。

神祇令に、「凡神戸調庸及田租者、並充造神宮及供神調度……皆国司検校」と規定されている。職員令に、国司(守)の職掌として、管内の祠社、租調、徭役などが記されている。これらのことから、国司が封物を徴収し、神用(神宮の造営や供神の調度)に支出する職権をもつていたと考えられる。

田租について、天平二年の大倭国正税帳によると、神戸の租稻は、祭神用、神嘗酒料、神田の種稻、大神の祝の食料に支出し、残りは三四所の倉に保管したとある。天平九年長門国正税帳では、神税は供神に充て、残りは民部省符によって割取して大税(正税)に加入している。天平一〇年周防国正税帳では、神税の内から神社を改造するために支出し、残りと正税からの補

足分を合わせて貯えている。⁽³⁾

これらの例では国司が神戸の田租を徴収し、其の中から神用を支出し、其の余は國の倉(正税とは別置)に保管している。⁽⁴⁾上記の正税帳から考えられることは、天平二年から同一〇年の間の記録では、徴収した神税は、国司が封主である神社に輸送するのではなく、いったん国(郡)の倉に納め、その中から神宮を造り、また神に供する調度に充てていることである。これらの業務は、国司の責任で行ない、これを先に(一、国司の事務的業務で述べたように国司が、毎年神祇官(神戸は神祇官の監督下にあるので)に報告するとともに、国司は太政官の被官であるので太政官にも報告したと思われる。すなわち、神税は、神社に収納するのではなく、国(郡)の倉に保管し、神税の徴収と運用は、すべて国司が支配している。

ここで神税について考えをまとめておきたい。

神祇令「凡神戸調庸及田租者、並充造神宮及供神調度。其稅者、一准義倉。皆國司檢校申送所司。」

延喜神祇式「凡神戸調庸、充祭料並造神社及供神調度。但田租、貯為神税。」

神祇令と延喜神祇式の相違は、神宮・神社の造営、供神の調度、祭料に、令では調・庸と田租を充てているのに対し、式では調・庸を充て、田租は神税として貯えるとある。神祇令の「其稅者」は「一に義倉に准ぜよ」とある。文中の「其稅」は、前の文の「神戸の調庸及び田租」を指すようを考えられるが、『令義解』に「謂。租稅者。並是田賦。唯新輸曰租。經貯曰稅也」とあることから、田租を貯蔵したものが稅(神税)と云うことになる。また、同書に「一准義倉者。不出舉也」とある。「義倉に准ぜよ」は、不明瞭な表現であるが、義倉は飢饉の時に備え、救恤に充てる目的で國の倉に貯えおく貯穀の制であるが、神税も恒例の祭料などに支出した田租の残りを神社の修造などの臨時の支出に備えるため國の倉に貯え置く(周防國正税帳)貯穀という点から義倉に准ぜよ記したわけで、義倉と同様神税も、出舉のような利穀を得るための本穀に当ててはならないという意味と考へる。⁽⁵⁾

神税は官穀の一穀であるが、正税とは別置されたようである。先に挙げた正税帳には、大倭国は三九所の神戸の租穀を神用

に支出した残を三四所の倉に、長門国は神用に支出した残を一五所の倉に、周防国は神社の改修に支出し、それに正税からの補足分を加えて国の倉に保管している。そして上記の国の正税帳には、その収支会計が付載され、平安時代の政要の書『政事要略』によると神封租帳・神税帳などの枝文が添えられている。ところが、『令集解』に引く古記という私記には、「問う、神戸の調庸及び租は並に神宮を造り及び神に供する調度に充つるなり、若し乘有らば何、答ふ、昔は神祇官に治(納)め置き、中間神主等に給ひ、今は神祇官に治め置く」と書かれ、調・庸及び田租(神税)の余剰は、中間(大宝律令制定)を除き、神祇官に送付されることになっている。

一般的に租(正税)は國の主要財源で、徵収して國・郡の正倉に保管し、國中雜用と中央進上・国外支出關係に支出される。調・庸は律令國家的主要財源で、國司によつて徵収されて中央に輸送され、官人への禄や食料など諸種の用途に充てられる。封戸の調・庸物は、どのように徵収、管理・運用されたのであらうか。

この点について①竹内理三氏は、封戸の租・庸・調物の徵収は國・郡司によつておこなわれ、徵貢使によつて京に送られ、彼らから封主のもとに納入される。⁽²⁾②水野柳太郎氏は、田租は、春米(玄米)にするか、輕貨と交易して封主に送る。その費用と運賃は、田租の中から支出する。(天平二〇年に封戸の運賃を正税から支出したこともある)調と庸は國庫納入と同じく郡司・綱領が指揮して京に運び封主に納めた。運賃は封戸の負担であつたらしい。⁽³⁾

この記述によれば、中央の封主に対しては、①は、徵収された封物は國司が派遣した徵貢使に付して京に送り、「彼らから」封主に納入するあるので徵貢使が納入したということである。②は、租を「春米にするか輕貨と交易して封主に送る」のは國司であるが、さきにあげた正税帳の記録では、封主に送るではなく國が管理している。調・庸は徵貢使が郡司などの綱領を引率して京に運び封主に納めるとあり、封主に納入するための費用や運賃は、田租、なかには正税から支出していることからも、國司の権限で封主に納入したと考える。封主が地方にあつて、封戸が同国内にある場合は、封主から國司に申牒し、所定の手続きを経て、國司・郡司から封主に納入されることになつている。⁽⁴⁾

神戸の場合、封物をすべて封主に納めたのであらうか。田租(神税)は、天平期の正税帳から國の倉に貯蔵され、国司の権限で神用に支出されている。調・庸については、伊勢神宮関係の史料であるが、『続日本紀』大宝二年(七〇二)七月癸酉条に「是神御之物、宜准供神事、勿令濫穢」とし、同天平二年(七三〇)七月癸亥条で「斎宮年料」にあてるとした。その後、神祇官に送付していた時期があつたが、延暦二十年九月十三日の太政官符で神戸調絶と庸米を斎宮寮に納め雜用に充てることになつた。符の文中に「納官」とあるので、国司が検校して、神宮に納付したものと思う。⁽¹³⁾

大石直正氏は、「十一世紀においては、右にみたような徵収方法⁽¹⁴⁾だけでなく、これとは別に封戸物を京都において受取る本來的な徵収方法もまた存在した。阿部猛氏が明らかにされたものがそれで、国司が封戸主の催促に応じて納所・梶取・綱丁などに宛てた下文によつて封戸物を受取る方法である。下文の宛先の納所・梶取・綱丁などは、京都周辺の港湾などに所在するものと述べられている。⁽¹⁵⁾これによれば、封戸物を京進し、封主に給付するのは国司の権限でなされている。同書に、天喜三・四(一〇五五・一〇五六)年分の東大寺の「封戸物の所済勘文」(東大寺)に封主(東大寺)に納付されるまでの手続きについて、「催牒(封戸主から国衙にあてた封戸物催促の牒)または仮納返抄の発行、寺使の派遣、寺使請文の発行という手づきを経て、いちおう封戸物納入の手づきは完了する。封米納入主体は、郡的単位・国衙の管理下にある倉庫が多くここから直接封戸主の使者に封米が支払われたものとみてよい」と述べ、さらに、「その後これらの催牒・仮納返抄・請文を集めて、近江国所済勘文のような勘文が國難掌の手で作成される。これは封戸主から一年分あるいは数年分をまとめた惣返抄をもらうためのもので、この惣返抄によつて国司・國難掌は民部省との間でその國の全租税の決済を行なうのである。」と述べられている。⁽¹⁶⁾

大石氏が述べられている本來的徵収方法は、国司が封戸物を京都に送り、京都で封戸主の催促に応じて納所・梶取・綱丁などに宛てた下文によつて封戸物を受取る方法である。封物納入の順序(東大寺の例)は、封主は、封物所出国衙に対して封物の納入を催促する(牒)。封主の使者は催促状を携帶する。これに応じて国司は封物の送進を命じる(國難掌解・国司切符)「梶取」「綱丁」充)。使者は封物をうけとれば封主の返抄を渡す(封主返抄)といふ順である。この手順は、東大寺(寺院)だけで

なく神社においても大差がなかつたものと思う。地方の封主の場合も封主からの催牒または仮納返抄などに基づいて、國または郡の倉から給付されたと考える。⁽¹⁷⁾勿論、神祇官に報告する義務は負わされていた。

三、律令制の衰退に伴う神税の使途・徵収制の変化

神祇令には、神税並びに調・庸の封物は神宮の造営や供神の調度に充てると明記され、天平期の正税帳の記録でも、神戸の租稻(神税)は、国司の管理のもとに國の倉に納められ、その國の神社の神用に供しているが、貞觀一七年(八七五)二月一日の太政官符には、神税は京都の神祇官に送り、神祇の官人や宮主などの季禄に充てると記されている。また延喜神祇式には、「祭料、神社の造営、供神の調度には調・庸を充て、田租は貯えて神税と為す」⁽¹⁸⁾と記され、さらに、「官人の季禄、馬料、要劇并に神事に供奉する官人の装束、宮主、神琴師、龟ト長上の季禄、馬料月糧及びト部御巫等の衣服は神税を充てよ・凡そ史生二人、官掌一人、神部四人の糧米は神税物を以ちて充てよ。」⁽¹⁹⁾また神祇式に「右相嘗祭に預る社は前の如し、十一月上の卯の日に祭れ、其の須ひむ所の雜物は預め官に申して請受け祝等に付けて班ち奉れ、酒料稻は神税及び正税を用いよ」とあり、相嘗祭に預る七一社の内、正税を用いるものは一〇社、他は皆神税を班ちあてたのである。さらに同式部式には、「神祇官の伯以下十人の馬料は右神税を以ちて給へ」とある。このことから岩橋小弥太氏は、神税はその神社の用に供するのではなく纏めて置いて一般の神事に班給したのであると述べられている。⁽²⁰⁾

神税の管理・運用の在り方が変る九世紀頃の国衙財政をみると、官稻出舉支出状況中、国内雜用関係では正税稻の臨時用に神社造用料が計上され、雜稻では九世紀の弘仁式の段階までは、ほとんど国分寺料のみという状況であったが、十世紀の延喜式では、ほど全国共通のものとして国分寺料、文殊会料、修理池溝料、救急料の四種と、このほか寺社関係では国内寺社料が計上されている。中央進上・国外支出関係の例用では年料租春米、年料別納租穀が、臨時用に割充封戸租・調等代料が計上されている。このうち正税稻から支出される年料租春米は、延喜式民部下・年料租春米条に規定され、畿内以外の隨近縁海の諸

国(一八国)が租春米を京に輸貢させる税で八世紀後半以降、未進によつて不足した庸米に代わるものとして、諸官司に属する衛士・仕丁・采女・女丁などへの食料に充当された。年料別納租穀(二五国)は、租穀のうち、毎年一定量を別置させ、位禄・季禄・衣料等料などが不足したときにその料に充当させた租穀である。負担国は、おおむね遠隔の諸国が設定され、年料租春米負担国とは重複しない。官人の位禄・季禄などが諸国の正税などを以て支給される慣例はすでに九世紀前葉には一般化しており、十世紀に制度化がなされたものと考えられる。⁽²²⁾ 神戸の場合も、さきに掲げた貞觀一七年(八七五)二月一日太政官符に「官人及び諸の宮主等の季禄は神税を以ちて輕物に交易し本官に勘納し太政官符に依りて諸司と共に充て給ふ」とあることから、国司の管理・運用下にあつた田租(神税)の一部を中央政府が収奪して季禄に充てることになり、これが延喜式神祇式で制度化されたのである。また、延喜式主税下の正税帳式に神税の項がみえないのは、正税から神税を分離し、神税を季禄などの使途にあてるため独立させたからではないだろうか。

神祇令には、神戸の調・庸及び田租は、神宮を造り及び神に供する調度に充てよと規定されていたのが、神祇式では、調・庸をそれに充て、田租は、貯えて神税と為すと改められ、本来、官人の季禄などには、調・庸で賄っていたものが、神税に替えられたのである。

封物徵収については、寛平三(八九一)年の官符に徵物使らは多く党類を集め、郡司雜掌が入京すると、「先号前分、責取官物……」、これに対して郡司はやむなく納官物のうちからさきに納めてしまつ。このように、九世紀には、封主の徵物使が貢調使らの納物や国司部内の調庸を奪うこともあり、律令制度の変質とともに調庸などの未進が増加したため、封主は封物を確保するため徵物使を封戸所在の国に派遣し、百姓の田宅を略奪、封物を徵収することなどが行なわれ、本来の徵収法である間接徵収制を破る。しかし、未だ国司とのかかわりは存在したので、直接徵収制に移行したとは云えないと⁽²³⁾。

九世紀以降のこのような変動は、律令制の衰退に伴い、調・庸の未進がしだいに増加し、中央政府の財源が逼迫したので、地方国衙財政からの収奪が正税出舉のみならず、租穀にまでおよび、新たに年料租春米・年料別納租穀が制せられ拡大強化さ

れたことと関連する⁽²⁵⁾。神戸についても、神祇官の官人の季禄・衣服などの支給に事欠く事態に至つたので、神戸の田租(神税)さらに、一部調・庸までも充てることにした。また封主に対しても、国の徵税が困難になつたため、規定通りに封物を給付することが困難になつたので、十世紀の延喜式に、封戸の調・庸・租が標準数に達しない場合は、国内に通計して墳めよとされた。これには神戸は適用外であつたが、その後、承平四年(九三四)に適用外の付帯事項が撤回され、やがて他郷から補墳する便補保の制が十一世紀から発生する⁽²⁶⁾。

注(1)太政官符(『類聚三代格』卷一神社之事)

応令国司出納八幡大菩薩宮雜物事。

右得大宰府解備。太政官去延暦十八年十一月五日符備。太政官去年十二月廿一日符備。大菩薩并比咩神封一千四百十戸。宣納府庫者。豊前国解備。神宮司申云。比咩神封六百十戸之物与大菩薩封物共納府庫。由是春秋祭料無物可用者。……仍即府官宮司相共出納者。府依符旨相共出納。而道路稍遠有煩遣使。加以檢前例。神宮當國司相共檢掌出納。望請。准先例。付國与宮共令出納。但年終用状勘錄令申。謹請官裁者。右大臣宣奉 勅依請。

大同三年(八〇八)七月十六日

(2)『国史大事典』「年終帳」の項 吉川弘文館

(3)天平二年の大倭国正税帳―神戸の租――祭神用、神嘗酒料、神田の種稻、神祝の食料 残りは倉に保管

天平九年の長門国正税帳 神税―供神、残りは民部省符によつて割取り正税に加入、神税―祀幣、残りは倉に保管

天平十年周防国正税帳―神社の改造―神税の一部を宛、(残りは残し置く)―正税から補足(注『続日本紀』天応元年(七八一)正月朔又去年恩免社寺封租者。宜以正税償。)

(4) 天平九年和泉監正税帳、天平六年出雲國計会帳、一神稅は郡の正倉と別に神稅倉に出納

(5) 伊勢神宮は例外—『令集解』「内相宣伝、自今以後、神戸調庸者、充神用數、及所残之數、具令申、然後給之、亦如伊勢神稅出舉之類、准令停之。」—これによると、伊勢神宮は天平宝字初年頃には、令の規定にもかかわらず出舉がなされていたが、その後、内相(藤原仲麻呂)の時代に令に准じて停止された。弘仁三年(八一二)五月の勅により翌年から復活したが、同七年十二月

の官符によつて再び停止された経過がある。

(6) 天平九年和泉監正税帳、天平六年出雲國計会帳、神稅は郡の正倉と別に神稅倉に出納

(7) 『世界歴史事典』「食封」の項 平凡社

(8) 『国史大辞典』「食封」の項 吉川弘文館

(9) 後世、東大寺の末寺となる石山寺は、その造営費用を東大寺封戸の一部を充てたと考えられるが、本来その封戸租はいつたん東大寺本倉に納められ、後に造石山院所に転送されるべきであったが、東大寺封戸が近江国に所在していることから右の手続を簡略にして、造石山院所に直接近江の封物をうけとらせることにした。阿部猛氏『律令國家解体過程の研究』(二)封戸制の衰退

(10) 『新抄格勅符第十卷抄』神事諸家封戸

太政官符 民部省 伊勢大神封戸調純三百疋庸米三百斛

右被右大臣宣傳。今諸神封物。停收神祇官。宜自今以後。上件等物。納齋宮寮。以充雜用者。宜承知依件施行。但諸國所送之齋宮料用純三百疋庸米三百斛永從割充仍即納官。符到奉行。

・伊勢神宮の庸・調の一部が、八世紀初めに齋宮寮・神祇官に供されていたこともある—熊田亮介、『日本史大事典』神戸の項 平凡社)

(11) 封戸物進済の方法として一世紀後半近江国では見納と弁補の二つが恒例として併用されている。大石直正、『平安時代後期の徵稅機構と莊園制』—解休期の封戸制度

(12) 一般には封主は在京の場合が多いのであるから、封物は都に送付されて、民部省の手を経て封主に与える手続をとつた。しかし、実際には封物は封主に直接納入され、納入の都度封主は郡司・綱領に対して日収・借取(仮領收書)を与える。納入しおわると郡司・綱領はこれを雜掌に「付授」ける。雜掌は主計寮の役人とともに勘会し、未進がなければ返抄が与えられるが、もし「寸絹撮米」といえども未進があれば返抄を与えない。阿部猛氏『律令国家解体過程の研究』(二)封戸制の衰退

(13) 大石直正 『平安時代後期の徵稅機構と莊園制』—解体期の封戸制度。なお阿部猛氏は、『律令国家解体過程の研究』のなかで、倉庫・納所は諸国が經營するが、一世紀ごろには、民間の倉庫業者運輸業者が諸国の官物の保管運送を請負っていたのではないか。かれらこそ、実にのちの問丸に相違ないと述べられている。

(14) 『朝野群載』卷二十二諸国雜事上に新任国司が受けつぐべき雜公文の一つとして、諸郡収納米帳案(郡単位の収納米帳)があげられている。その性質は毎年期末に作成される郡財政の資産表的なものであつて律令制下の正税帳に対比されるもの。封米などの進済があれば、収納米帳には当然そのことが書かれていかなければならない性質のものである。仮納返抄や請文の奥にある「: 収合」などの書き込みがあるが、これは収納米帳の記載に合うという意味で、これからも郡単位に封米が支払われたと思われる。参照 大石直正 『平安時代後期の徵稅機構と莊園制』—解体期の封戸制度。

(15) 大石直正 『平安時代後期の徵稅機構と莊園制』—解体期の封戸制度

(16) 神戸は神祇官が管理し、封物は国司が神戸から徵収し、検査して神祇官に申し送る規定(神祇令)であるから、間接徵収制である。

(17) 西海道諸国は、大宰府が閨与する。

(18) 類聚三代格 「貞觀一七年二月一日太政官符」に「承前の例、官人及び諸の宮主等の季禄は神稅を以ちて輕物に交易し、本官に勘納し

太政官符に依りて諸司と共に充て給ふ」とある。

参考 熊田亮介、『日本史大事典』「神稅」の項 平凡社

(19) 延喜神祇式 「凡神戸調庸、充祭料並造神社及供神調度。但田租、時為神稅。」

(20) 延喜神祇式「凡官人季祿。馬料。要劇并供奉神事官人裝束。宮主。神琴師。龜卜長上季祿。馬料。月糧及卜部御巫等衣服者。以神稅充之。」

(21) 神戸・神郡 岩橋小弥太 『神道史叢書』 一九七一 吉川弘文館

(22) 宮本教、『国史大事典』 「国衙財政」の項 吉川弘文館

(23) 『類聚三代格』卷19 寛平三年五月二九日太政官符

(24) 阿部猛氏『律令國家解体過程の研究』(二)封戸制の衰退

(25) 宮本教、『国史大事典』 「国衙財政」の項 吉川弘文館

(26) 『宇佐大鏡』 「新名爪別符(日向国那珂郡内)件別符者国司菅原朝臣義資之任、以治曆二年(一〇六六)封民八人之代、差四至進宮荒野之間、所開発也」

四、宇佐八幡宮関係史料等から考察

封物の管理・運用について、宇佐八幡宮、氣比神宮、東大寺関係の史料から考察する。

① 太政官符 大宰府 (「新抄格勅符抄」)

一 応納府庫八幡大菩薩封一千四百戸 位田百四十町事。

右検案内。去天平勝宝七歳三月廿八日下符誦。得符解誦。豊前国司解誦。部下百姓津守比刀申云。八幡神託己宣。吾不領物乎神乃受氏无所用。徒如捨於山野。封戸朝庭返奉。(略)其封戸調庸及位田。暫充造神宮寺料者。自今以後。宣納府庫。依大同三年七月十六日騰勅符神宮司国司当国司等相共出納。

延暦十七年(七九八)十二月二十一日

② 太政官符 大宰府 (「新抄格勅符抄」)

一 比咩神封六百一十戸 同所一千四百十戸之内

右同前解説。豊前国司解説。神宮司申云。前件封物。与大菩薩共納府庫。由是春秋祭料無物可用者。所申有実。謹請处分者。右大臣宣。奉勅。宜府官檢校割当祭料。所残雜物便納神宮。仍即官宮司相共出納。

延暦十八年(七九九)十一月五日

③ 太政官符(類聚三代格卷一神社之事)

応令国司出納八幡大菩薩宮雜物事。

右得大宰府解説。太政官去延暦十八年十一月五日符説。太政官去年十二月廿一日符説。大菩薩并比咩神封一千四百戸。宜納府庫者。豊前国解説。神宮司申云。比咩神封六百十戸之物与大菩薩封物共納府庫。由是春秋祭料無物可用者。……仍即府官宮司相共出納者。府依符旨相共出納。而道路稍遠有煩遣使。加以檢前例。神宮當國司相共檢掌出納。望請。准先例。付國与宮共令出納。但年終用狀勘錄令申。謹請官裁者。右大臣宣奉 勅依請。

大同三年(八〇八)七月十六日

①の史料の太政官符中に、「得府解説」「豊前国司解説」「宇佐郡司解説」と書かれていることから、いうまでもないが、太政官一大宰府一国司一郡司という政治機構を通して支配がなされていることがわかる。大宰府は、太政官と国司の間に介在し、西海道の九国三島を管轄する。すなわち、西海道九国三島から「調」「庸」「贊」「雜物」などの貢進を受領し、藏司の監査のもと府庫に納める。これらは、府用(府官人の俸禄、兵器など手工業の材料、内外使節の接待費、旅費など)にあてられ、残余の一一定額を京進した。⁽¹⁾

宇佐八幡宮の封物の徵収と管理は(延喜一七年から大同三年の間)⁽¹⁾の史料では、封戸の調・庸及び位田の収益は、暫く造神宮寺料に充てる。以後は府庫に納めよ。⁽²⁾では、豊前国司が徵収し、すべて大宰府の府庫におさめた結果、春秋の祭料を欠く

ようになつたので、府官が検校して祭料を割り当て、残る雑物は神宮に納め、府官と宮司が共に出納することにし、國司は年の距離が遠く、遣使に不便があり、先例もあるという理由から、府は、神封の出納を國と宮が共に行なうことにして、國司は終用帳(諸国の封戸から納入された封物の歳入と支出を記載)を提出させることにした。このことから、大同三年以後、大宰府は宇佐八幡宮の調・庸の直接管理権を國司に委譲し、府庫に納めていたのを國司が徵収して神宮(神庫)⁽²⁾に収納し、國(國司)と宮(宮司)とが共に出納することにした。田租(神税)についての記載がないが、九世紀以降は神税として貯え、一部は神祇官に送られて、神祇官の官人等の季禄や衣料などに充てた。

越前国氣比神宮については、元慶八年(八八四)九月八日の太政官符⁽³⁾に、延暦一二(七九三)年に、封租穀は神庫に勘納し祭料に充てることになつたが、國はさらに官庫に徵納し、祭料以外の用に充てたため、度々祭事が闕怠したので、官裁を請い、神庫に勘納し、祭料に充てることになつた。ところが、弘仁元(八一〇)年國司は宮司と相論し、官庫に納めることにしたので、再び官裁を請うた。その結果、元慶八年(八八四)に神庫に徵納し祭料にあてる。但し、出納は國司と宮司が相共に行なうことになつたとある。氣比神宮の場合は、封租穀で、その保管を官庫にするか神庫にするかの争いである。なお、延喜神祇式によつて、租穀を貯えた神税は、一部神祇官に送つて官人等の季禄などにあてられることになる。

つぎは、寺封ではあるが、大同三年三月の太政官符⁽⁴⁾につきの記載がある。

宝龜一年の騰勅符では「収於別庫」「三綱寺司与諸司相對計会出納」とされたが、諸司の往還に煩いがあるということから、官庫に収納することになった。その後、旧例により寺家に納め、仏事に充てることになり、大和國司と僧綱および三綱が計会出納することになり、年終納物并用残等帳を提出することになった。

封物の管理・運用についてまとると、①神戸から徵収された田租は、國司の管理のもとに國の倉(後に神庫)に保管され、神社の造用料や社料として祭祀の費用に支出され、残りの田租(神税)は、國の倉に保管した。調・庸も國司が徵収し、原則的には、神祇官を通して封主(寺社)に給付するのであるが、實際は、國司・郡司が京進し、封主に給付したようである。封主が

地方に所在し、その国内に封戸が存在する場合は、封主の申請によつてその国の国司・郡司から給付を受け、神社の造営、供神の調度、祭料の費用に充てた。（宇佐八幡宮では府が府庫に保管し、後に神庫へ変わる）九世紀以降は、（貞觀一七年（八七五）から延喜神祇式施行）田租である神税は、神祇官の官人の季禄などの費用に当てられるようになった。したがつて神用に充てられるのは、調・庸が中心になる。（②封物が、宇佐八幡宮（調庸）と氣比神宮（租穀）では、府庫・官庫から神庫に、東大寺では寺家に委ねられることになるが、出納は、国司と神社・國司と寺院と共に当り、収支の報告書である年終帳・用度帳を作成して中央政府に提出することになる。このように、封物の管理・支出の在り方について、大宰府（西海道）・國司と封主（神宮・寺家）の間に争論があつたが、最終的（大同ノ元慶）に、封主である神宮・寺院がそれぞれの神庫・寺庫に収納することになつたことは、封主の封戸に対する支配が次第に強化されることになるが、出納に国と封主が共に参加し、年終帳・用度帳を作成し、大宰府（西海道諸国）・神祇官に報告させることは、本来の封戸制の原則をまがりなりにも、維持・保持されたと云えるが、総体的に封戸制は変質し、衰退したとみることが出来よう。

注（1）・大宰府管内諸国島の場合、調と庸はすべて大宰府に集積され、その諸官人の禄や内外使臣の接待などの府用に充てられ、損残余の一部が京進された。

倉住靖彦、『大宰府』歴史新書、教育社。

・大宰府管内の調は府庫に収納、府用に充てられ、そのうち調綿だけが京進されている。そのため大宰府は調帳と用度帳を政府に提出した。「租」は管内諸国の正倉に正税として蓄積され、一部、国用にあてられ、府はこれを監査する立場にあつた。『国司大辞典』古代・租税制度の項、吉川弘文館

（2）職員令に大宰府の官人構成とその職掌が規定されている。このうち祭祀に関しては、主神は諸の祭祠の事を掌る。帥は祠社、戸口、簿帳、租調などを掌る。主神は神祇官機能を果たす。

(3)・太政官符 応収納神庫充用祭料氣比神宮租穀事

太政官去延暦一二年二月二七日越前国符桶。宮司大中臣魚取解桶。封租穀須勘納神庫充用祭料。而國更徵納官庫充用他色。臨彼祭時不肯下行。度々祭事由其闕怠。望請。勘納神庫充用祭料。謹請。官裁者。右大臣宣。依請者。而去弘仁元年介橘朝臣永繼與宮司有所相論以件租穀更納官庫。而宮司無意相爭。專任國行。(略)官檢案内。件租穀専尽神用不充他色。然則納於官庫還無公益。納於神庫尤有便宜。望請。重仰国宰拠准旧例。徵神庫以充祭料。謹請。官裁者。右大臣宣。依請。但至官干出納件物国司宮司相共行之。(類三役焉。

(4)・太政官符

心官家功德分封物依旧收東大寺事

右檢案内。太政官去延暦十四年六月十一日下民部省符桶。太政官去宝龜十一年十二月下造東大寺司桶。被內大臣宣桶。奉勅。東大寺封五千戸。就中官家修行諸仏分二千戸。宜收於別庫以充每年安居國忌及雜齋会料用度。仍三綱寺司與諸司相對出納者。右大臣宣。奉勅。件物收置別倉出納。諸司往還有煩。宜自今以後收納官庫。修行功德之日隨用出充者。今右大臣。奉勅。詔書偶朕有所思。宜其依舊還取寺家充用仏事。仍大和國司与僧綱及三綱。計會出納者。宜依詔書并寶龜十一年十二月十日符。依旧收納當寺別倉。充用官家修功德分。國司諸綱相對。出納其收物。畢即申民部省。至於出用。待官符行。仍年終造納物并用殘等帳申送。

大同三年三月廿六日(類聚三代格 卷八 封戸事 『國史大系』)

おわりに

神封物の管理や運用に関する国側の規定は、「神祇令」「弘仁式」「貞觀式」とくに「延喜神祇式」に記載されているが、

具体的に國が給付した記録や給付された封主(神社)側の記録が少なかったために、問題に迫ることが十分できなかつた。この小論の狙いは、宇佐神封の管理や運用を追求することにあつたが、関係の史料は、わずかに『新抄格勅符抄』(延喜一七・一八年)『類聚三代格』(大同三年)『宮寺縁事抄』(寛平元年)にみられるのみであるので、比較的史料がまとまつて残されている東大寺封戸関係史料とそれにもとづいて論述されている先学の諸説を活用させていただいてまとめた次第で、衷心より深謝いたします。